

尾道市週休2日工事試行要領を次のように定める。

令和6年3月29日

尾道市長 平谷 祐宏

## 尾道市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とし、尾道市発注の建設工事において、週休2日工事を試行するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8に相当する休日の日数のことをいう。以下同じ。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事に着手する日から工事を完了する日まで（準備期間（工事期間の初日から本体工事又は仮設工事に着手する日の前日までの期間をいう。）及び後片付け期間を除く。）とする。ただし、次に掲げる期間は、対象期間から除く。
  - ア 年末年始6日間、夏季休暇3日間
  - イ 工場製作のみを実施している期間
  - ウ 工事全体を一時中止している期間
  - エ 災害の緊急対応等、受注者の責めによらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、一日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の規定を適用する工事は、設計金額4,000万円以上の土木関連工事を原則とし、特記仕様書等に週休2日工事であることを明示する。ただし、次のいずれかに該当する工事については、週休2日の工事以外の工事として発注することができる。

- (1) 緊急対応工事又は災害復旧等の工事

- (2) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- (3) 工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等、週休2日工事になじまない工事

(工期設定)

第4条 工期については、対象期間において週休2日を確保することができるよう適正な工期を設定する。なお、週休2日工事を理由とする工期の延長については、認めないものとする。

(実施・確認方法)

第5条 週休2日工事の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、工事の着手までに週休2日取得が確認できる休日取得計画兼実施表（別記様式。以下「計画表」という。）を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事に着手する日と工事を完了する日を明記するものとする。なお、品質管理、安全管理等のために継続して行わなければならない作業又は工程上の都合等やむを得ない作業の場合は、工事着手後であっても、週休日を変更することができるものとし、雨天等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
- (2) 受注者は、公衆の見やすい場所に試行工事である旨を明示するものとし、その記載内容は、次の例を基本とし、大きさは、A3サイズ以上とする。

【記載内容の例】

<p>週休2日試行工事</p> <p>この工事は、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日の普及に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：尾道市 受注者：〇〇建設株</p>
---

- (3) 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに、毎月初めに監督職員に提出するものとする。
- (4) 週休2日の取組状況が十分でない場合は、発注者及び受注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(積算方法)

第6条 対象工事は、次に掲げる各経費の補正係数及び市場単価の補正係数（別表1又は別表2）をそれぞれの経費に乗じたうえで予定価格を作成す

るものとする。ただし、対象期間における現場閉所状況が、4週8休に満たなかった場合は、現場閉所実績に応じて補正係数を減じて変更契約を行うものとする。

- (1) (4週8休以上) 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上
  - ア 労務費 1.05
  - イ 機械経費(賃料) 1.04
  - ウ 共通仮設費率 1.04
  - エ 現場管理費率 1.06
- (2) (4週7休以上、4週8休未満) 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満
  - ア 労務費 1.03
  - イ 機械経費(賃料) 1.03
  - ウ 共通仮設費率 1.03
  - エ 現場管理費率 1.04
- (3) (4週6休以上、4週7休未満) 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満
  - ア 労務費 1.01
  - イ 機械経費(賃料) 1.01
  - ウ 共通仮設費率 1.02
  - エ 現場管理費率 1.03

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において4週8休相当以上の現場閉所を達成することができた場合は、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において評価する。

2 発注者は、受注者が週休2日を達成することができなかつた場合であっても、工事成績評定で減点を行わない。

3 所管課は、受注者に達成することができなかつた理由を記載した理由書(任意様式)の提出を求め、その結果を契約課へ報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

## 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表2 (第6条関係)

## 市場単価の補正係数 (港湾工事)

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.04
マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.05
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工 (水中施工)	1.04
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05

### 週休2日工事 休日取得計画兼実施表

工事名										
契約工期	令和 年 月 日				~	令和 年 月 日				

現場閉所 累計		対象 期間		現場閉所 割合						
	÷		=		≒	28.5	→	4週8休達成		
					≒	25.0	→	4週7休達成		
					≒	21.4	→	4週6休達成		

※1 工事着手日：継続的に現場に入場した日（契約工期ではない。）  
 ※2 完成日：工事施工範囲内で全ての作業（後片付け期間を含まない。）が完了した日  
 【算定除外期間】：夏季休暇、年末年始は算定期間の分母・分子に含めない。  
 算定除外期間以外の祝日（GW含む。）は、算定期間（分母）の対象＝現場閉所の場合は分子にカウントして現場閉所率を算定

品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

	対象 期間	閉所 日数	閉所率
計画			%
実施			%

		閉所残日数
28.5%以上:4週8休		
25.0%以上:4週7休		
21.4%以上:4週6休		

日																												
曜日																												
工程等																												
計画																												
実施																												

現場閉所計	現場閉所累計	年	月
		対象期間	
		閉所日数(計画)	
		閉所日数(実施)	
		計画率	
		現場閉所率	

日																												
曜日																												
工程等																												
計画																												
実施																												

現場閉所計	現場閉所累計	年	月
		対象期間	
		閉所日数(計画)	
		閉所日数(実施)	
		計画率	
		現場閉所率	

日																												
曜日																												
工程等																												
計画																												
実施																												

現場閉所計	現場閉所累計	年	月
		対象期間	
		閉所日数(計画)	
		閉所日数(実施)	
		計画率	
		現場閉所率	

日																												
曜日																												
工程等																												
計画																												
実施																												

現場閉所計	現場閉所累計	年	月
		対象期間	
		閉所日数(計画)	
		閉所日数(実施)	
		計画率	
		現場閉所率	